

World Now セーフガード

2001年4月、政府は、中国からの輸入農産物3品目(曇表、生しいたけ、ねぎ)に対して緊急輸入制限措置(セーフガード)を暫定的に発動した。これに対して、6月には、中国が日本の輸出品(自動車、携帯電話、自動車電話、空調機)に対して追加関税をかける対抗措置を実施した。今回の発動における問題状況を整理してみよう。

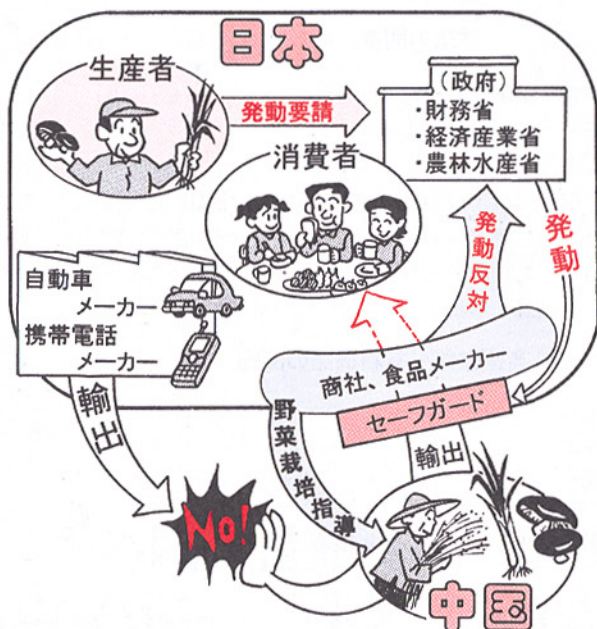
1. セーフガードとは

セーフガードとは、WTO(世界貿易機関)の下におかれるGATT(関税及び貿易に関する一般協定)19条およびそれを詳細に規定したセーフガード協定において認められている措置で、急激な輸入の増加により国内産業に重大な損害が発生した場合に、関税の引上げや輸入数量制限を行って、その国内産業を一時的に保護することである。そして、措置が適用されている期間中に、その国内産業が競争力を回復するために生産コストの削減などの産業調整を行うことを可能とするものである。4年間という適用期間が認められる正式なセーフガードを発動するためには、国内産業に重大な損害が発生したことなどいくつかの要件を充たす必要があるが、正式な手続中にも遅延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的な場合には、正式な措置の前に仮の決定に基づき、関税引上げ(輸入価格と国内価格の差額を上限とする)という形で最長200日間の暫定的なセーフガードをとることができる。今回の日本の措置はこれにあたり、関税定率法9条および緊急関税等に関する政令によって具体的に実施されている。

2. 発動をめぐる国内のさまざまな利益集団の対立

セーフガードの発動は、次のように国内のさまざまな利益の関与している。セーフガードの発動を要請し、発動によって利益を得るのは、輸入製品の急増によって損害を受ける輸入競争産業である。今回の発動の場合、生しいたけ等の生産者である。これに対し、セーフガードの発動に反対するのは、輸入業者や輸入品を利用する企業である。今回の発動の場合、中国から野菜の調達をしていた食品メーカーやレストラン、また、現地で栽培の指導を行って輸入をする「開発輸入」を行っていた日本の商社が、措置の発動により利益を失うこととなった。また、低価格志向の消費者にとっても、価格の安い輸入野菜を購入する機会が減り、利益にならない。もっとも、セーフガード発動

の期間中に国内の生産者が生産調整に成功した場合、食品メーカーや消費者は安い国内製品の提供を受け、利益を得ることになる。この他に今回の発動における利害関係としては、生産者のセーフガード発動の要望に応えることで、7月の参議院選挙において政治的支持を得ようとした政治家の利益が指摘されるところである。他方、中国が日本から輸出される自動車等に追加関税をかけるという対抗措置をとったことから、セーフガード発動による損失をこれらの産業界も被ることとなった点があげられる。このような対抗措置はセーフガード協定においては制限されているが、今回の発動時点においては、中国はWTOに加盟していないために中国の措置はその規律を受けない。



3. セーフガード発動の決定方法に課題

このように、セーフガードの発動をめぐるさまざまな利益が絡んでいるので、発動の是非は、利益集団の影響を受けない中立的な立場で決められることが求められる。今回の発動で問題とされたのは、発動の決定までのプロセスが不透明な点である。措置の発動は、まず要請を受けた担当官庁(今回は農林水産省)が状況を把握した上で、担当官庁、財務省と経済産業省が調査を行い、発動の必要があるか否かを決定する。今回の発動では、担当官庁、財務省と経済産業省の調査において、参議院選挙を意識した政治家の力が影響したと指摘される。今後は、より客観的な立場で、調査・発動決定がなされる仕組みが作られる必要がある。(東京大学法学部附属外国法文献センター 内記香子)